

第9回 軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議

（前回会議以降の取組）

令和6年10月1日

1. 安全安心なバス運行を誓う集い
2. 確実な運行管理の実施に向けた対策
3. 貸切バス運転者に対する実技指導動画
4. 外部研修を活用した運転者教育の効果実証
5. 運行管理者講習のデジタル化
6. 健康起因事故防止に向けた取組
7. ICTの活用による運行管理業務の高度化
8. 貸切バス適正化機関の巡回指導重点化の方針について
9. 貸切バス事業者安全性評価認定制度
10. 貸切バスの運賃の見直し
11. 訪日外国人向け白タク・白バス対策
12. 大型車EDR(イベント・データ・レコーダー)の基準概要

1. 安全安心なバス運行を誓う集い

概要

- 軽井沢スキーバス事故の教訓を未来永劫忘れることなく、「祈りの碑」をシンボルに安全安心なバス運行を被害者・被害者遺族及びその関係者とともに誓い合うことを目的として開催。
- 令和4年1月15日に第1回目の「安全安心なバス運行を誓う集い」を開催。木村 国土交通大臣政務官による慰霊碑への献花等を実施。
- 令和6年1月15日に第4回目を開催。國場 国土交通副大臣による慰霊碑への献花等を実施。

第4回（令和6年1月15日） 活動内容

〔活動内容〕

- 祈りの碑前での献花・黙祷
- 安全安心なバス運行の実現に向けた、遺族会・行政・業界3者間での意見交換

〔出席者〕

遺族会：1.15サクラソウの会

行政：国土交通省（國場副大臣 他）

軽井沢町、軽井沢警察署

業界：日本バス協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会



献花の様子（國場副大臣）



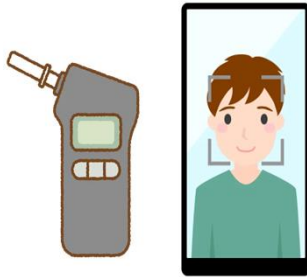
意見交換の様子

2. 確実な運行管理の実施に向けた対策

- 重大事故を起こした事業者の大半は、運転者への指導監督が不適切、点呼が未実施であるなど運行管理が不十分。
- バス事業者において、改ざん・不正防止を含む確実な運行管理の実施を図るため、令和5年10月10日に省令を改正し、「デジタル式運行記録計の使用の義務化」、「アルコール検知器使用時の画像記録保存の義務化」、「点呼記録の動画保存の義務化」等を令和6年4月より順次実施。

貸切バスの安全規制強化内容(令和5年10月10日省令改正、令和6年4月1日施行※)

※一部の適用は令和7年4月1日

	運行記録計	アルコール検知器	点呼記録
制度改正前	アナログ式やデジタル式	呼気中のアルコールの有無を確認	紙や電磁的方法で1年間保存
制度改正後	デジタル式のみ 	呼気中のアルコールの有無を確認 + 検知器使用時の画像記録 	電磁的方法で3年間保存 + 動画(音声含む)で点呼の様子を撮影の上、90日間保存 

2. 確実な運行管理の実施に向けた対策

○令和5年10月10日に改正された、貸切バスの安全性向上のための制度改正内容の周知のため、貸切バス事業者の方々において必要となる対応について、パンフレット及び動画を作成し、国土交通省HP、国土交通省YouTubeチャンネルにて公開。

貸切バス事業者のみなさま

令和6年4月1日スタート

安全な貸切バスを利用者の方に安心してご利用いただくため、デジタルも活用した新たな安全ルールがスタートします。概要はこちらのパンフレットをご確認ください。



お問合せはお近くの運輸局または運輸支局までお願いします。

運輸局連絡先

北海道運輸局	自動車技術安全部 保安・環境調整官	Tel: 011-290-2754
東北運輸局	自動車技術安全部 保安・環境調整官	Tel: 022-791-7534
関東運輸局	自動車技術安全部 保安・環境調整官	Tel: 045-211-7256
北陸信越運輸局	自動車技術安全部 保安・環境調整官	Tel: 025-285-9155
中部運輸局	自動車技術安全部 保安・環境調整官	Tel: 052-952-8044
近畿運輸局	自動車技術安全部 保安・環境調整官	Tel: 06-6949-6454
中国運輸局	自動車技術安全部 保安・環境調整官	Tel: 082-228-9144
四国運輸局	自動車技術安全部 保安・環境調整官	Tel: 087-802-6786
九州運輸局	自動車技術安全部 保安・環境調整官	Tel: 092-472-2546
沖縄総合事務局	運輸部 監査指導課	Tel: 098-866-1837

国土交通省

点呼

点呼の様子を動画保存

保存期間 90日間

1日の乗務の前後等を実施している点呼では、運転者の方の酒気帯びの有無や、疲労・睡眠不足の状況などを確認していますが、その様子の一部始終を動画で撮影・保存してください。

運転者の識別が可能

点呼実施者・運転者の映像 & 音声両方必要

音声は点呼時の指示事項等のやり取りが分かるように

後方から運転者を撮影しており、識別が困難

天井に備え付けの監視カメラ、スマートフォン、パソコン内蔵のWebカメラで保存する等、機能は問いません
※映像と音声の両方記録できること、運転者を識別できることが必須

電話点呼の場合は、点呼実施者・運転者双方のやり取りの録音のみでOKです。
スマートフォンの録音アプリ、通信事業者が提供する通話録音サービス、電話のスピーカーフォンとボイスレコーダーで保存する等、録音方法は問いません。

機器が故障した場合は、故障内容及び日時を記録して電磁的方法で90日間保存し、機体を速やかに修理、交換してください

撮影日が分かるよう、ファイル整理をお願いします
(ファイル名や保存日など)



パンフレット(一部抜粋)

解説動画

3. 貸切バス運転者に対する実技指導動画

- 貸切バスの安全性向上のための取組の一環として、貸切バス運転者に対する実技指導の具体的事例の動画を作成し、国土交通省HP、国土交通省YouTubeチャンネルにて公開。
- 本動画では、長い下り坂のある道路、高速道路、隘路、市街地など、それぞれの場所の特性に応じた運転の指導方法を解説。



4. 外部研修を活用した運転者教育の効果実証

- 貸切バス事業において死亡事故ゼロを実現し継続するためには、運転者の基本的な運転技能の確実な習得が一つの重要な要素。
- 一方、自社内では運転者教育をするために必要な人材やノウハウ、資源を十分に確保できない事業者もいることが課題。
- そこで、2024年10月から2025年2月までの間、以下の3者の協力により、貸切バスの運転者を対象とした“外部研修を活用した運転者教育の効果実証”を実施する。
- 安全確認の方法、下り坂での走行方法等、基本的な教育内容は3者とも同一。各者独自の研修内容を加え、各者の特色を生かした方法で運転者教育を実施する。
- 本効果実証の結果を基にして、次年度以降における外部研修機関の活用促進策を検討する。

研修実施機関



- ・1泊2日コース 40名程度
- ・1回15名～20名
- ・スキッドコース、周回路等を使用して、公道では体験できない自動車の特性や安全の限界を学ぶことが可能
- ・観光バスタイプ(12m車)の研修車を使用

バス事業者



- ・1泊2日コース 80名程度
- ・1回2名の少人数
- ・訓練専用車に搭載された独自の高速バス対応運転データ分析システムを使用して、走行データを集録し、座学研修等にも活用することが可能
- ・観光バスタイプ(12m車)の研修車を使用

指定自動車教習所



- ・1泊2日コース、日帰りコース 各30名程度、
- ・1回2名の少人数
- ・運転者にセンサーを装着し、視点や運転動作を計測・グラフ化することにより、運転者に対し自身の運転特性を客観視させ、気づきを促す研修が可能
- ・大型二種教習車(11m車)を使用

概要

- 運行管理者は自動車運送事業において輸送の安全を確保するために重要な役割を果たしており、国家資格である運行管理者資格取得後も、最新の法令知識等を習得するため、2年ごとに講習受講が義務付けられている。
 - 講習は集合型の対面講習で実施しているが、遠隔地からの講習の参加について事業者・運行管理者の負担となっていることから、運行管理者講習のオンライン化に向けた検討を実施。
- ▼
- 指導講習を修了した受講証明に、デジタル方式を追加。(令和6年3月制度を導入)
 - 指導講習の内容を、ICT機器により配信する方式(eラーニング方式)を追加。(令和6年4月制度を導入)

[過去]



対面講習しか
できず、不便

～令和5年度

- ・運行管理者講習内容、教材の更新事項の調査・検討
- ・運行管理者講習のオンライン化調査結果を踏まえた要件検討

講習のデジタル化を実現

[現在]

講習の受講証明を電子化



講習のオンライン化



令和6年度

- ・講習をeラーニング方式により実施可能とする通達を発出
- ・運行管理者講習の受講証明を電子化
- ・自宅等においても受講可能となった

6. 健康起因事故防止に向けた取組

従来からの法令上の義務

- 「乗務員の**健康状態の把握**」、「**疾病等により安全な運転ができないおそれのある乗務員の乗務禁止**」
⇒ 雇入れ時の健康診断及び定期健康診断実施の義務付け
- 「運行管理者による**点呼時の確認**」
⇒ 業務前点呼により、疾病等で安全な運転をすることができないおそれの有無等について確認

健康管理に関するマニュアルの策定・改訂

- 『**健康管理マニュアル**』（平成22年7月策定 平成26年4月改訂）
⇒ 健康状態の把握、就業上の措置の決定等について具体的方策を整理
⇒ SAS、脳血管疾患及び心臓疾患に関するスクリーニング検査を推奨
 - 『**睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策マニュアル**』（平成15年6月策定 平成19年6月及び平成27年8月改訂）
 - 『**脳血管疾患対策ガイドライン**』（平成30年2月策定）
 - 『**心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン**』（令和元年7月策定）
 - 『**自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル**』（令和4年3月策定）
-  今年度以降、各種マニュアルについて、検査内容や手法などについて最新の情報を反映させる等の改訂を行っていく。

スクリーニングモデル事業の実施

- 『**自動車運送事業者への脳健診普及に向けたモデル事業**』の実施（平成30年度～令和4年度）
- 『**眼科検診普及に向けたモデル事業**』の実施（令和3年度～）

7. ICTの活用による運行管理業務の高度化

- 事業用自動車の安全輸送の根幹を担う運行管理について、原則として各営業所に選任された運行管理者がそれぞれの営業所の運転者に対する運行管理等を行っているが、運行管理者不足や長時間労働等の課題が顕在化しており、その対応が急務。
- このため、ICTを活用した高度な機器を用いて遠隔の営業所間で点呼を行うことや、運行管理を集約して運行中の他営業所の運転者に対する運行指示を行うこと等、安全性を確保しつつ運行管理者不足等への対応にも資する制度の創設に係る検討を実施。

点呼（対面点呼の原則）

運行管理者は、運転者の乗務前後において、酒気・疾病・疲労の確認、運行の安全確保のために必要な指示等を行うための点呼を、原則対面で実施しなければならない。

運行管理者



運転者

対面点呼の様子

ICTの活用による高度化

遠隔点呼

カメラ、モニター等の映像・音声を中継する機器を介して、遠隔で点呼を実施

<主な効果>

- 高度な点呼機器の使用による確実性の向上
- 運転者・運行管理者の長時間労働の是正

運行管理者



運転者

遠隔点呼のイメージ

令和3年度：機器要件等のとりまとめ、制度化
令和4年7月～：運用開始
令和6年3月～：遠隔点呼の場所拡大（待合所、宿泊地等）

自動点呼

点呼支援機器に点呼時の確認、指示項目の一部又は全部を代替させて点呼を実施

<主な効果>

- 人的ミスの減少による点呼の確実性の向上
- 運転者・運行管理者の長時間労働の是正

点呼支援機器

自動



運転者



点呼



運行管理者

自動点呼のイメージ

令和3年度：機器要件等のとりまとめ
令和4年12月～：業務後自動点呼制度運用開始
令和6年度：業務前自動点呼の先行実施、要件とりまとめ

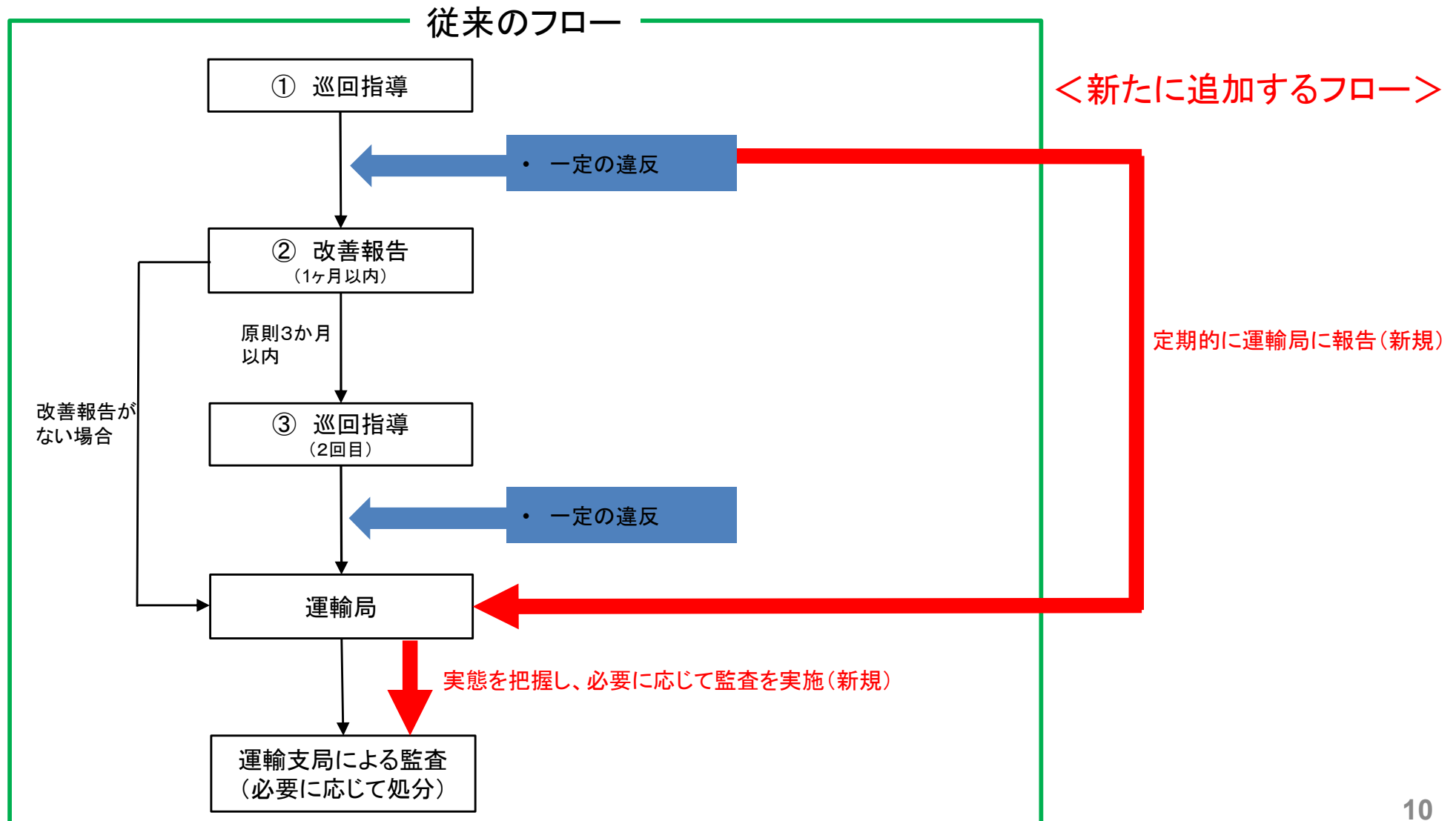
運行管理の一元化



高度な機器を使用し、同一事業者内において運行管理業務を一つの営業所に集約して実施
<主な効果> 運行管理集約による、運行管理者不足の解消

令和6年4月～：運用開始

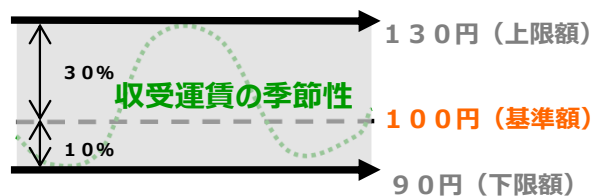
事業者に対する巡回指導、監査等の相互の連携による実効性を高めるとともに、違反事業者の早期の適正化を図るため、巡回指導において一定の違反があった事業者について運輸局が定期的に把握するとともに、必要に応じて継続的に監視が必要な事業者を含め計画的に監査を実施する方針とする。



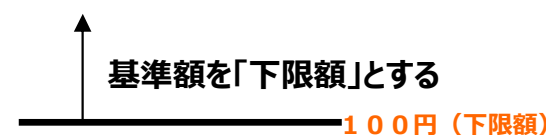
- 平成26年4月に創設された貸切バス運賃制度においては、需要の季節変動に対応することを想定して、基準額（原価ライン）の+30%（上限額）と-10%（下限額）の幅で運賃を公示することとなっていた。
- 令和5年8月25日に、深刻な運転者不足の解消やさらなる安全への投資に向けた取組を着実に実施できるようにするため、現行の公示方法から、基準額を「下限額」とする公示方法に見直しを実施（令和5年10月1日より適用開始）。
- 公示方法の見直しと併せて、現状の社会経済状況にあわせて「下限額」の引き上げを実施。

【公示方法の見直し】

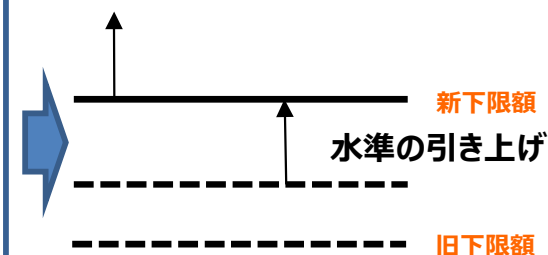
□旧公示方法：上限額130円、下限額90円を公示



□新公示方法：下限額100円を公示



【下限額の引き上げ】



【実勢値上率】 ※旧下限額から新下限額への値上率

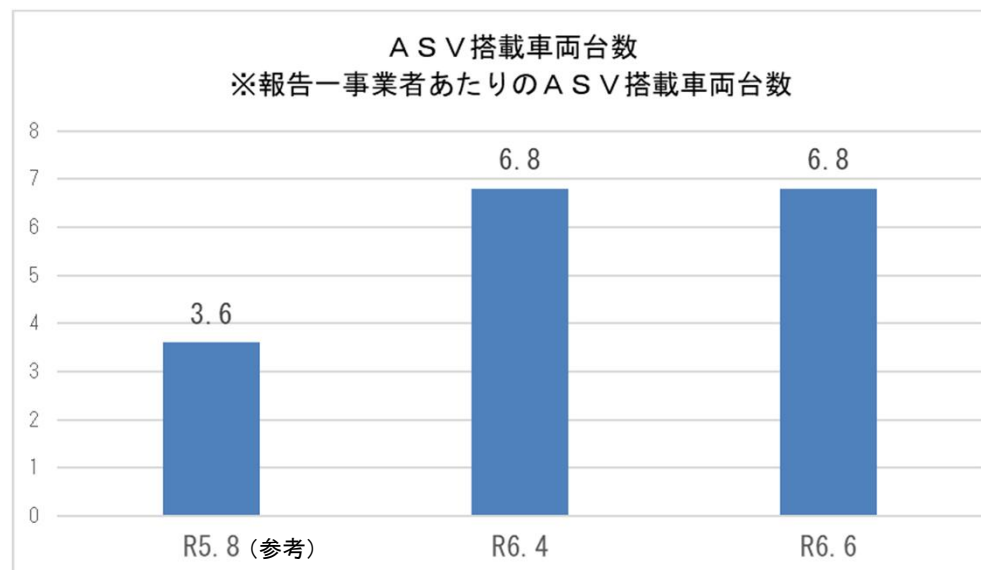
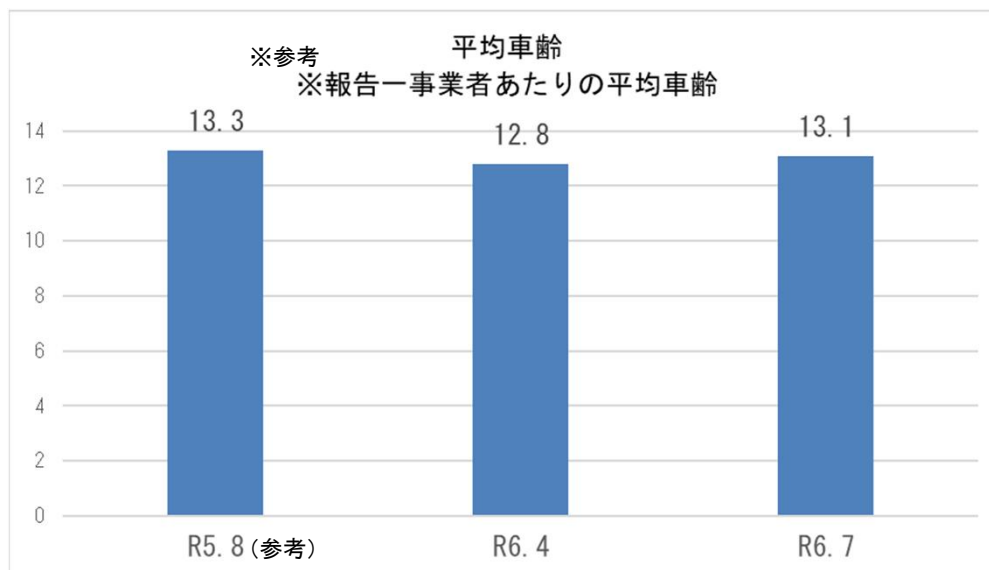
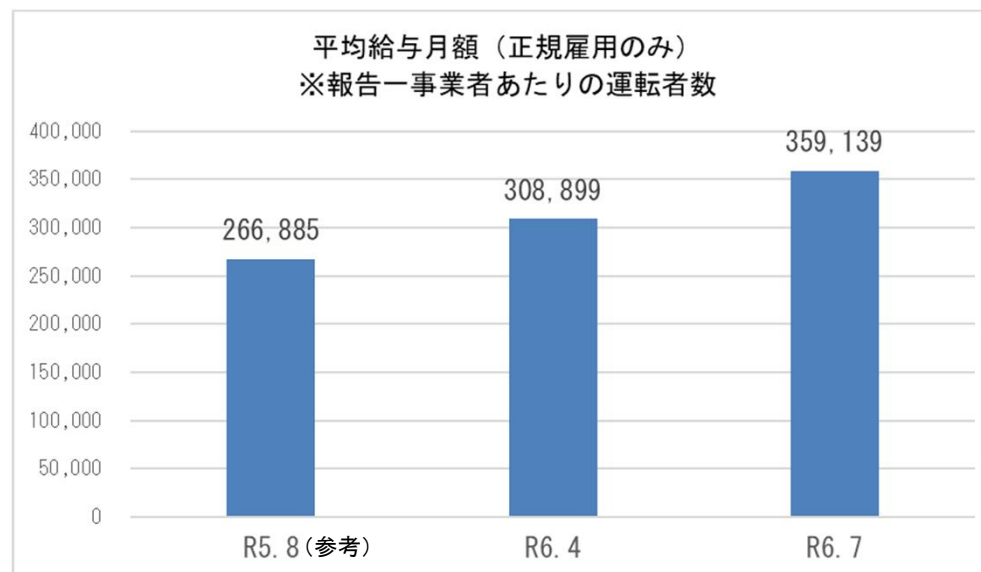
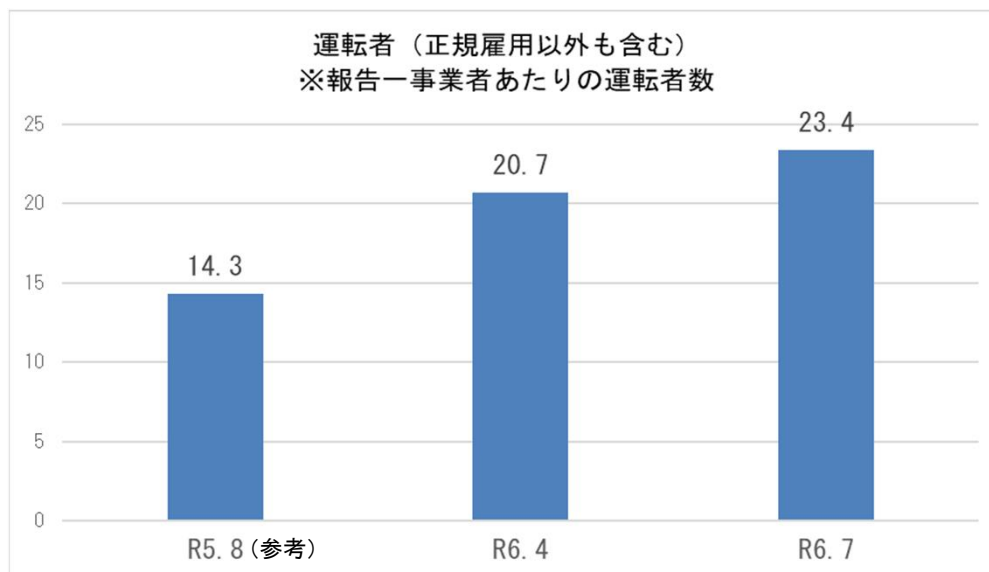
北海道	東北	関東	北陸信越	中部
24%	21%	26%	24%	26%
近畿	中国	四国	九州	沖縄
25%	23%	28%	32%	20%

※一般的な観光バスにおける運行（走行距離：190km／時間：5時間）に当てはめた場合の値上率

10. 貸切バスの運賃の見直し②

貸切バス運賃改定後のフォローアップ状況

- 令和5年8月の運賃改定後、運転者不足や安全への投資に向けた取り組み状況を確認することを目的として、貸切バス事業者を対象に、令和6年4月より四半期ごとに以下項目について調査を実施。



- 主要国際空港や観光地等における在住外国人による訪日外国人への白タク行為は、安全・安心の確保の観点から問題。
- 日本における白タク・白バス行為は道路運送法違反であり、警察庁、法務省、観光庁等と連携し、各地域において白タク・白バス行為の対策を実施。

現状・問題点

- 沖縄・羽田空港・成田空港・関西国際空港等において、在住外国人による訪日外国人への白タク行為が行われてきた。
- 海外の配車アプリ会社が、在住外国人を運転者として登録し、配車アプリを使用して訪日外国人とマッチング（支払はアプリを通じて決済）
- 新型コロナウイルス感染症が感染症法上 5 類に移行後、訪日外国人観光客が増加
- 訪日外国人にとって、安全・安心の確保から問題（プロのドライバーでない、アルコールチェック等の運行管理が行われていない、事故時の責任が運転手任せ、保険義務づけなし等）があり、事故のおそれや事故後の対応において不利益を被るおそれがある。

● 警察庁・法務省・観光庁等と連携して白タク対策を実施

【対策例】

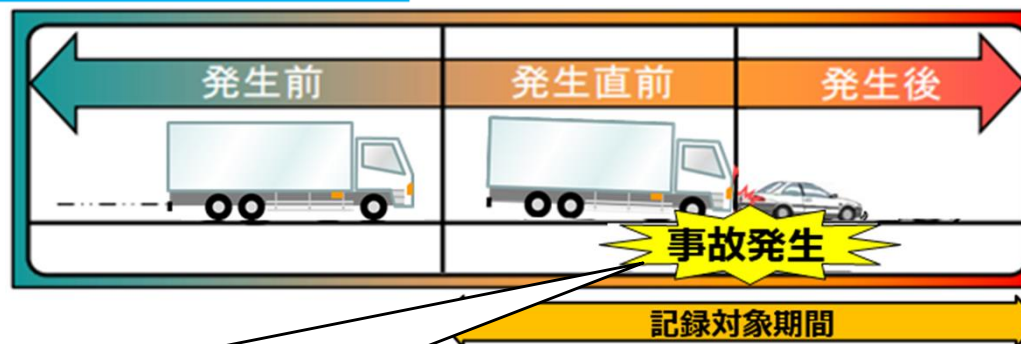
- 県警、運輸局、空港関係者等からなる対策会議の設置（羽田、成田、関空等）
- 空港、港周辺、主要駅、観光地等での実態調査を実施し、車両のブラックリストを作成・共有
- 啓蒙チラシの作成・配布、JNTO等のHPにおける注意喚起・現地旅行会社を通じた周知
- 春節及び国慶節休暇期間における全国主要空港・港等での「白タク防止キャンペーン」の実施
- 中国政府に対し、様々な機会をとらえて以下について協力要請
 - 旅行会社や訪日外国人等に対する日本のルールの周知要請
 - 配車マッチングを行う者に対し、道路運送法の許可を得ていない者の登録取消要請 等
- 警察庁と連携して白タク・白バスの根絶に向けた対策強化に関する文書を発出（令和 6 年 8 月）
- 白タク防止対策の強化により、警察庁の摘発件数及び国土交通省の行政処分件数の増加

対策状況

概要・基準改正経緯

- ✓ **EDR(イベント・データ・レコーダー)**とは、**事故時に車両の制御等に関する情報**（加速度、安全装置の作動状態等）を記録する事故情報計測・記録装置。
- ✓ 乗用車等に搭載するEDRに続き、**大型車に搭載するEDR**についても、令和5年11月に新国連基準として合意、**令和6年6月に発効**。日本国内においても同発効にあわせ国内基準として導入し、段階的に搭載を義務化。

大型車EDRの作動イメージ



【記録の作動トリガー】

以下のトリガー作動前後の情報を記録

- ・ 急減速
- ・ 車両停止
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ等の安全装置作動

【記録情報】

事故時の車両の制御等に関する情報

- ・ 速度、加速度
- ・ アクセル、ブレーキ、ステアリング操作
- ・ 安全装置の作動状態 等

対象車種

バス、トラック（車両総重量3.5t超）

適用時期

新型車：令和8年12月～ 継続生産車：令和11年12月～